

令和 8 年度大口町監査実施方針

1 趣旨

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）により設置された独立の執行機関として、住民の負託を受け、公正で効率的な行政運営を確保するため、監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）を実施する。

監査等を行うにあたっては、常に公正不偏の態度を保持して、法令により定められた権限に基づき、違法、不当の指摘にとどまらず、指導に重点を置き、町の行政に対し、適法性、効率性、妥当性等の確保を目指す。

2 基本方針

- (1) 町の事務事業が法令等を遵守し、適正に執行されているかという合規性観点はもとより、支出した費用に見合う効果をあげているかという経済性効率性や所期の目的を達成しているか等、有効性の観点にも重点を置き監査を実施する。
- (2) 財政運営については、収入の厳正な確保や支出では必要、かつ、最少の経費で執行が図られているかという観点から監査を行う。併せて、財務の執行に関し、計数等が正確か、手続きが法令等により適正かといった正確性を重点に監査を進める。
- (3) 日頃から事務処理の過程や事業の考察及び執行について、各部署で内部監査と内部けん制の体制ができているか、複数の職員によるチェックが行われているか等、内部統制の整備・運用に着眼し、監査を進める。
- (4) 監査の実効性を担保するため、指摘事項等に対する改善状況を確認するとともに、必要に応じ是正、改善を求める。

3 監査の種別及び実施方針

本年度に実施する監査等の種類及び実施方針は、次のとおりとする。

(1) 財務監査（法第 199 条第 1 項）

予算執行の計画性、合理性、効率性等に着眼し、税等公金に対する公平負担の重視や事故の未然防止にも着眼し、特に必要とする事業については「事業の効果・成果」を主眼として、詳細にわたり監査を実施する。

ア 定期監査（法第 199 条第 4 項）

全部局室課を対象に、本年度 4 月から 10 月までの財務に関する事務の

執行、予算の執行状況及び事業別行政経営計画書の進捗状況を主眼に実施する。

イ 随時監査（法第 199 条第 5 項）

・工事監査

本年度に執行している工事を対象に、技術的事項等を中心に法令順守、安全管理等を主眼に実施する。【監査対象工事は、別途選定する。】

(2) 行政監査（法第 199 条第 2 項）

町の事務又は法定受託事務の執行が合理的、かつ、効率的に行われているか、法令等に従って適正に行われているかを主眼に決算審査に併せて実施する。

(3) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

町が補助金等の財政援助を行っている団体等の財政援助に係る出納その他事務の執行が適正、かつ、効率的に行われているかについて監査を実施し、併せて、当該団体への指導監督が適正に行われているかを主眼に実施する。【監査対象団体は、別途選定する。】

(4) 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

大口町監査委員に関する条例第 7 条の規定により毎月 20 日前後に、会計管理者及び公営企業管理者の保管する現金の額及び出納関係諸表等の計数の正確性及び出納内容の適法性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼に実施する。

(5) 決算審査（法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項）

決算その他関係諸表間の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行や財産、基金の管理状況等、各事業が適法・適正、かつ、効率的に行われたかを主眼に実施する。

(6) 基金の運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

決算審査時に提出される各基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用及び管理がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼に実施する。

(7) 財政健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

町長から提出された財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を法令に照らし、適正に算定されているかを主眼に実施する。

4 監査実施方法

監査は「大口町監査基準」に基づき、監査委員事務局職員による事前の検査・調査の後、監査当日、監査委員が関係職員に対し、説明を聴取し質問を行う等の方法により実施する。なお、必要に応じて実地調査を行うものとする。

5 監査計画

本年度の監査実施計画は別紙のとおりとし、その都度通知する。

なお、監査等の執行に支障をきたす状況に至ったときは、監査委員の協議により、監査計画の対象及び時間を変更する等、弾力的に運用する。

6 講評

監査等に基づく監査対象部課等の長に対する講評は、監査等の結果に関する報告の決定の前に行い、これに対する弁明又は意見を聴取するものとする。

7 公表（法第199条第9項、第12項）

定期監査等の結果報告を法に基づき「公表」する際に必要とする事項については、町長等にあらかじめ行う「講評」の機会を通じて、全職員に対しインフォメーションにて周知徹底を図る。

また、法の規定により町長等から監査結果報告に基づき措置を講じた旨の通知があった場合においても、同法に従い公表する。

令和 8 年度監査実施計画

実施予定日	監査区分及び対象	場 所
令和 8 年 4 月 2 4 日 (金)	例月出納検査 (令和 8 年 3 月分)	監査委員事務局
5 月 2 7 日 (水)	例月出納検査 (令和 8 年 4 月分) (令和 7 年度及び令和 8 年度)	監査委員事務局
6 月 2 5 日 (木)	例月出納検査 (令和 8 年 5 月分) (令和 7 年度及び令和 8 年度)	監査委員事務局
7 月 2 7 日 (月)	例月出納検査 (令和 8 年 6 月分)	監査委員事務局
7 月 3 0 日 (木) ~ 8 月 1 0 日 (月)	決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査、行政監査 (対象：全部局室課)	第 5 委員会室
8 月 2 6 日 (水)	例月出納検査 (令和 8 年 7 月分)	監査委員事務局
9 月 2 8 日 (月)	例月出納検査 (令和 8 年 8 月分)	監査委員事務局
1 0 月 2 7 日 (火)	例月出納検査 (令和 8 年 9 月分)	監査委員事務局
1 1 月 2 5 日 (水)	例月出納検査 (令和 8 年 1 0 月分)	監査委員事務局
1 1 月 2 7 日 (金)	工事監査 (予定)	第 5 委員会室
1 2 月 2 4 日 (木)	例月出納検査 (令和 8 年 1 1 月分)	監査委員事務局
令和 9 年 1 月 8 日 (金)	財政援助団体等監査 (予定)	第 5 委員会室
1 月 2 6 日 (火)	例月出納検査 (令和 8 年 1 2 月分)	監査委員事務局
1 月 2 8 日 (木) ~ 2 月 5 日 (金)	定期監査 (対象：全部局室課)	第 5 委員会室
2 月 2 5 日 (木)	例月出納検査 (令和 9 年 1 月分)	監査委員事務局
3 月 2 5 日 (木)	例月出納検査 (令和 9 年 2 月分)	監査委員事務局

- 1 定期監査及び財政援助団体等監査の結果について措置を講じられた時は、その旨を監査委員に通知しなければなりません。
- 2 行政監査は決算審査に併せて実施し、法定受託事務については事前に監査委員事務局職員による検査を行います。